消防団員を雇用する事業者への優遇制度に関する意見書

消防団は、地域密着し、日ごろからの訓練による即時対応力にすぐれて おり、これまでも数多くの災害に出動し、東京消防庁とともに地域における消 防防災のかなめとなっています。

昨年、台風9号の際、当市は避難勧告を発令。消防団には地域住民への 周知に対応していただきました。また、日野駅前の延焼火災、日野台のガス 爆発による火災など、昼夜を惜しまず活動していただいています。今後いつ 来るかわからぬ大震災、台風等、消防団に対する期待は高まっています。

しかしながら、全国的に消防団員が年々減少し、かつて200万人いた団員も平成28年には86万人を割るなど地域防災力の低下が懸念されています。当市においても、条例定数490名のところ、現状409名と定数を大きく割っており、早急に、消防団員の減少に対する策を講じることが必要であると考えます。

現状、消防団員の多くは被雇用者です。消防団員の任務である火災対応・訓練は、本人はもとより、本人が勤める会社に対して負担をかけてしまうため、事業者の理解なくては消防団を続けることは困難であり、消防団員減少の要因の一つとなっていると考えます。

消防団員が消防団の活動に参加しやすい環境づくりをするため、消防団活動に協力する法人・個人事業者に対し、下記の通りの優遇制度を創設することを強く要望いたします。

記

- 1. 消防団員を有する法人・個人に対し、法人事業税(法人)、個人事業税 (個人事業主)の減税を行うこと。
- 2. 消防団協力事業所の認定を受けている事業所については、低利にて融資を受けられる制度の設立を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 3 月 28 日

日野市議会

東京都知事様